

Government Connector サービス約款

第1条 (約款の適用)

ネットワークシステムズ株式会社又はそのグループ会社（以下「当社」）は、Government Connector サービス約款（以下「本約款」）を定め、これにより Government Connector サービス（以下「本サービス」）を提供します。本約款は、本サービスの利用に関わる一切の事項に適用されます。

- 本サービスの利用にあたっては、本約款のほか別途締結した NetOne クラウドサービス約款（以下「基本約款」）の定めが適用されるものとします。
- 本約款の内容と基本約款の内容に齟齬がある場合、本約款の内容が優先されるものとします。また、本約款の内容と第4条で定義される仕様書の内容に齟齬がある場合、仕様書の内容が優先されるものとします。
- 本サービスの利用にあたってはアット東京社が定めるサービス約款（以下「アット東京サービス約款」）を遵守するものとします。なお、本約款又は仕様書とアット東京サービス約款の内容に齟齬がある場合、次の順位で各規定を優先して適用します。
 - 仕様書
 - 本約款
 - アット東京サービス約款

第2条 (定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Government Connector サービス	ガバメントクラウドへの接続を目的としたサービスです。
Government Connector サービス契約	第3条の規定に従い締結する本サービスの利用に関する契約を指します。
お客様	当社との間で本サービスに関する契約を締結した者を指します。

第3条 (本サービスの申込み・変更・解約の方法)

お客様は、本サービスの新規申込みにあたっては、基本約款に従い、注文書を当社に提出するものとし、基本約款の定めに従って契約が成立するものとします。

- お客様は、本サービスの新規申込み・変更・解約にあたっては、当社所定の申込書を当社に提出するものとします。
- 本サービスの変更は、当社がこれを承諾した時に成立します。

第4条 (仕様)

本サービスの内容は、本約款のほか、当社の Government Connector サービス提供仕様書（以下「仕様書」）に定めます。

- 当社は、お客様の承諾を得ることなく、仕様書を変更することができます。なお、この場合、本サービスの利用に関する条件は、変更後の仕様書によります。
- 仕様書の変更は、基本約款第2条（約款の変更）の定めを準用するものとします。

第5条 (利用期間)

本サービスの利用期間（最低利用期間は1年間とします。）は、申込書に記載されたサービス利用期間（月単位とします。）とし、お客様は、本サービスの申込みを行った後は、本

約款及び本個別条件その他に規定される特段の事由がない限り、任意に解除することができないものとします。

- 前項に定めるサービス利用期間の満了の日の2か月前までにお客様から契約終了の申し出がない限り本サービスの利用期間は、同一条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第6条 (中途解約)

お客様及び当社は、基本約款第8条第3項の規定にかかわらず、2か月以上前に当社所定の方法で相手方に通知することにより、Government Connector サービス契約の全部又は一部を中途解約することができます。ただし、最低利用期間以内では中途解約することができないものとします。

- 前項によりお客様が Government Connector サービス契約の全部又は一部を中途解約した場合又は当社の責めに帰すべき事由によらず Government Connector サービス契約が契約期間の途中で解除若しくは終了した場合、お客様は当社に対して既に当社に支払った料金について返還を請求することはできず、また、未払いの料金（未経過の契約期間の本サービス料金をいいます。以下同じ。）について支払義務を免れることはできません。なお、未払いの料金は、契約の解約、解除又は終了した月の翌月末日までに既経過の契約期間の本サービス料金のうち未払いの部分とそれに伴う遅延損害金と共に一括で支払うものとします。

第7条 (料金等)

本サービスの料金の詳細は、価格表に定めるとおりとします。

- 当社は、お客様の承諾を得ることなく、価格表を変更することができます。なお、この場合、本サービスの料金は、変更後の価格表によります。
- 価格表の変更は、基本約款第2条（約款の変更）の定めを準用するものとします。基本約款の定めにかかわらず、当社は、物価・賃金等の上昇その他の理由により本サービスの料金が不相当となった場合は、本サービスの料金の変更をお客様に申し入れることができ、お客様は正当な理由がない限りこれを拒むことができないものとします。
- 当社は、お客様に対し、本サービスを利用した月の末日までに、当月分に係る第1項に定める料金及びこれらに賦課される消費税等額を、請求書をもって通知し、お客様は、翌月末日までに、当該請求書記載の金額を支払うものとします。

第8条 (損害賠償)

当社は、お客様が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問わない。）について賠償、返金及び料金の減免等の一切の責任を負いません。

第9条 (協議)

本約款及び個別条件に規定のない事項又は本サービスに関し疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

以上

附則

この約款は、2024年4月1日から実施します。